

「農の事業承継相談に係る専門家派遣」運用要領

公益社団法人宮崎県農業振興公社
令和8年5月1日制定

1 趣旨

この要領は、「農の事業承継相談に係る専門家派遣実施要領」に基づき実施する専門家派遣の運用に係る、利用対象、利用条件、申込方法、その他必要な事項について定めるものとする。

2 利用対象

次のいずれかに該当する案件を対象とする。

- (1) 第三者承継、従業員承継等の農業経営資源の承継に関する案件
- (2) 事業譲渡、株式譲渡等、M&Aに関する案件
- (3) 農業法人の持分、株式又は経営権の承継に関する案件
- (4) 事業承継に伴う法務、税務、会計、労務、その他専門的知見を要する案件
- (5) 契約書、基本合意書、その他承継に必要な書類に関する助言を要する案件
- (6) その他公社が専門家による支援を必要と認める案件

3 利用条件

専門家派遣を利用できる案件は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 関係機関が事前に相談内容を把握していること。
- (2) 関係機関と公社が連携して支援を行う案件であること。
- (3) 相談対応の際に関係機関が同席すること。
- (4) 相談者が必要な資料を提出すること。
- (5) 相談者及び関係者が反社会的勢力と関係を有していないこと。
- (6) その他、公社が専門家による支援を必要と認めること。

4 派遣回数等

- (1) 1回の相談時間は、概ね3時間を原則とする。
- (2) 専門家の派遣回数は、1相談者（法人を含む。）当たり5回を限度とする。
- (3) 専門家の謝金の累計額は、1相談者当たり25万円を上限とする。
- (4) 前各号にかかわらず公社が必要と認める場合は、継続派遣をすることができる。

5 申込方法

(1) 初回相談

相談者は、次の書類を関係機関へ提出し、関係機関は内容を確認の上、公社へ提出する。

- ア 相談申込書（運用様式第1号）
- イ ヒアリングシート（運用様式第2-1号又は運用様式第2-2号）
- ウ 個人情報取扱同意書（運用様式第3号）

(2) 継続支援

相談者が継続支援を希望する場合は、支援依頼書（運用様式第4号）を公社へ提出する。

(3) 専門家派遣

農業承継アドバイザーが専門家派遣を必要と判断し、相談者が利用を希望する場合は、専門家利用申込書（運用様式第5号）を公社へ提出する。

6 派遣可能な専門家

派遣する専門家は、公社に登録された次の者とする。

- (1) 弁護士
- (2) 公認会計士
- (3) 税理士
- (4) 行政書士
- (5) 司法書士
- (6) 中小企業診断士
- (7) 社会保険労務士
- (8) その他公社が適当と認める者

7 注意事項

- (1) 専門家の助言は相談者の意思決定を支援するものであり、最終的な判断及びその結果については相談者の責任とする。
- (2) 相談内容によっては専門家派遣を実施できない場合がある。
- (3) 相談者は、公社及び関係機関が実施する事後調査等に協力するものとする。
- (4) 個人情報に関係法令及び公社の規程に基づき適切に管理する。
- (5) 専門家派遣により事業承継又はM&Aの成立を保証するものではない。

附 則

- 1 この基準は、令和8年 5月1日から施行する。
- 2 農業経営資源の承継に関する専門家の派遣の運用（令和4年6月1日制定）は廃止する。